



なぜ、会計の事務処理の適正化が必要なのでしょう

周防大島町教育委員会 教育長 西川 敏之

お金には、次の 4 通りの使い方があります。

- ①自分のお金を自分のために使う。
- ②自分のお金を人のために使う。
- ③他人のお金を自分のために使う。
- ④他人のお金を他人のために使う。

原資が税金等である政治資金を公私混同で自分のために使ったと思われる知事さんもおられます（ケース③）。自分の懐を痛めない他人のお金ですから、使い勝手がよかったですでしょうが、不適切と思われる使い方をすれば、厳しく知事としての資質が問われます。一方、「他人のお金を他人のために使う」場合は、自分の懐に入れるのではなく、他の人の役に立つように、役に立つと思われるように使うのですから、大義名分も立ちやすく、お金の使い方や扱いが「一番ルーズ」になるといわれています。

ケース④の典型は、行政等公共機関の仕事です。会計（公金・学校徴収金等）の事務処理の適正化が求められているのは、不祥事防止はもちろんですが、それ以上に、「学校教育を含め行政サービスの原資が国民・県民・町民の血税」であり、「学校徴収金は、保護者が汗水垂らして働いて得たお金の一部」であるからだと考えます。

保護者や地域の方とつながる学校の顔であり、学校経営に参画する「財務の専門家」であるお一人お一人の事務職の先生方、そして周防大島共同実施会のチームワークに大いに期待しております。本年度もよろしくお願い致します。



学校事務職員に期待すること

拠点校校長 周防大島町立東和中学校長 松本 諭

先日、平成 28 年度事務共同実施拠点校並びに市町担当者連絡協議会が開催されました。共同実施の目的である学校事務の効率化・平準化・適正化及び教員が教育に専念できる環境整備について県内各地の取組と成果・課題についての発表が行われました。参考となる取組もたくさんありましたので今後周防大島町でも生かしていきたいと思えます。

また、事務職員による不祥事防止について、厳しい指導があり、管理職によるチェック体制を整備することで防ぐことができた事例ばかりであると言われていました。最低限確認しないといけないことを管理職が怠っていたことが不祥事の発生に直結していることを指摘され身が引き締まる思いでした。

今後、管理職点検シートによる確認作業が頻繁に行われることになるとは思いますが、これは事務職員を監視するために行うものではなく事務と管理職が真のタッグを組むために行うのだという意識で取り組んでいきたいと思えます。

最後に、運営責任者のリーダーシップとすべての学校事務職員の地道な努力により、事務職員の資質向上が図られ、学校運営への積極的な参加がより一層促進されるよう皆様方のご活躍を期待しています。



周防大島町事務の共同実施の取組

本年度の周防大島町共同実施は

- ①学校事務の効率化・平準化・適正化
- ②事務職員の資質能力向上、人材育成

を柱に、【正確で質の高い事務の提供と学校の総合力の向上】を目指します。



【方法】

- 3グループ（◆大島・久賀 ◆橘 ◆東和）に分かれての共同実施会を月1回程度開催
 - ・橘、東和グループについては、経験の浅い事務職員が多いため、正確な事務ができるよう事務処理の確認を主に行います。
 - ・大島・久賀グループは共同実施だよりの作成、共同実施ホームページの更新、学校徴収金にかかる事務処理の工夫・適正化の取組も併せて行います。
- 資質能力向上・人材育成のため、年4回の全体会を実施します。



平成28年度住民税の特別徴収税額の決定通知書が配付されました。

平成27年分の所得により住民税(県・市町)年税額が決まります。給与所得者の住民税は年税額を6月給与から翌年5月給与までの12ヶ月間で徴収されます。各所属で配付された住民税の特別徴収税額の決定通知書をご確認ください。

配付される「通知書」と6月以降の住民税額が正しく控除できているか給与明細書で確認しましょう。誤りが見つかった場合は所属の事務職員にご報告ください。

通知書の内容に不明な点がある場合には、直接該当市町へお問い合わせください。

諸手当認定状況(6月1日現在)の確認を行います。必要な提出書類は

扶養手当

- ①全員 全世帯所得証明書(平成27年分)
- ②扶養親族に収入がある場合 所得証明書(平成27年分)等
- ③扶養親族以外の者に収入がある場合 給与明細書等の写し(6月支給分)など

住居手当

- ①全員 家賃の領収書、口座の控え等(6月支払分)
- ②自動更新でない場合 更新後の契約書の写し

通勤手当

- ①交通機関利用者 定期券等の写し
- ②交通用具利用者 通勤経路の確認「道路開通等により短い経路がありませんか？」

単身赴任手当

- ①全員 職員の住民票(全世帯員)と配偶者等の住民票

※手当の要件により必要な提出書類が他にもあります。

※詳しくは事務担当者からお知らせしますので、提出をよろしくお願いします。



◆6月30日(木)は期末・勤勉手当(ボーナス)支給日です。

(支給率)期末手当 1.225 月分

勤勉手当 0.80 月分

計 2.025 月分

(平成27年度給与改定より)

※係長級以上(教育職大卒9年以上~)では役職段階別加算額が加算されます。

※勤勉手当成績率は個々の勤務成績に応じて決定されます。

